

市民向け講演会

成年後見制度の概要について

講師 宇都宮家庭裁判所家事部
後見・財産管理係主任書記官
三木 万理 氏

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を保護するための法的な仕組みです。本人の財産管理や医療・介護に関する契約を行う「成年後見人」等が選任され、本人の生活を支援する制度となります。

令和8年1月24日（土）
10:00 - 11:15 【開場：9:30～】
定員 50名（先着順）

下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室

住所：下野市小金井789 電話：0285-43-1236

対象 市内在住または在勤の方

申込方法 下記申込用紙をFAXまたは電話
右記二次元コードを読み込みフォームを入力

申込期限 令和8年1月21日（水）

こちらから
お申し込みは



1月24日成年後見制度講演会申込書 FAX:0285-44-5807

参加者名	
TEL（携帯）	